福岡空港国際線タクシープール・乗車場 管理規則**（案）**

福岡国際空港株式会社

（目的）

第１条　この規則（以下「本規則」という。）は、タクシー事業者（個人タクシーの場合は、所属する組合のことをいう。以下同じ）が、福岡国際空港株式会社（以下「FIAC」という。）が管理する福岡空港国際線タクシープール及びタクシー乗車場（以下「タクシープール等」という。）を利用する場合に遵守すべき事項等を定め、もってタクシープール等の適正かつ安全な運営を図ることを目的とする。

（利用登録・承認）

第２条　タクシープール等を利用するタクシー事業者は、予め「タクシープール・乗車場車両登録申請書」（様式①）をFIACに提出し、その承認を受けるものとする。利用登録は車両単位で行う。

２　FIACは、タクシープール等の利用登録を承認した車両（以下「登録車両」という。）に対して、タクシー事業者を通して、承認済証としてステッカーを発行する。

３　登録車両は、FIACの発行するステッカーを車体に貼付しなければならない。なお、貼付位置は原則としてリアウインドウ左端とする。

４　タクシー事業者は、登録車両を変更する場合は「タクシープール・乗車場車両登録車両変更申請書」（様式②）を、車両の登録を終了する場合は「タクシープール・乗車場登録車両解約申請書」（様式③）を、原則として変更または終了する月の前月15日までに、FIACに提出するものとする。ただし、車両の故障等予期せぬ事情による場合はこの限りではない。

５　タクシー事業者は、利用登録を終了した場合には、速やかにステッカーをFIACに返納しなければならない。

６　タクシー事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

　（１）ステッカーを他人に譲渡し、又は転貸すること。また、FIACに申込を行った車両以外の車体にステッカーを貼付すること。

（２）登録車両以外の車両でタクシープール等を利用すること。ただし、車検整備等により一時的に当該登録車両以外の車両を利用する場合であらかじめFIACに連絡したときは、この限りでない。

（料金）

第３条　タクシープール等の利用料金（以下「料金」という。）は、登録車両１台につき月額200円（消費税別）とする。

２　料金の支払いは、タクシー事業者の口座引き落としをもって行う。対象期間は半期（4～9月または10～3月）毎とし、FIACは、対象期間の開始月の月末までに、引き落としを行う。引き落としにかかる手数料はFIACの負担とする。

３　FIACは、前半期の最終月の15日時点における登録車両の台数を基に、タクシー事業者毎に当半期の料金を計算し、引き落とし日までに予めタクシー事業者に通知する。

４　期中の登録車両の台数増減に伴う料金の精算は、翌半期の料金算出時に行う。なお、翌半期の料金確定日までに間に合わない場合は、翌々半期の料金算出時に精算する。

５　月の途中で利用登録を終了（解約）する場合においても日割計算は行わず、１か月分の料金を徴収するものとする。

６　タクシー事業者の事情により期日に引き落しできなかったときは、タクシー事業者は当該料金をFIAC指定口座に振り込むものとし、この場合、振込みにかかる料金はタクシー事業者の負担とする。また、タクシー事業者が正当な事由なくして支払いを延滞した場合、FIACは当該タクシー事業者に対し、延滞日数に応じて年率14.60%の割合で計算した金額を延滞金として請求することができるものとする。

（ステッカーの紛失および再交付）

第４条　タクシー事業者は、ステッカーを紛失または損傷し、再交付を受けようとするときは、再発行料２００円（ステッカー1枚あたり、消費税を含む。）とともに、「車両登録ステッカー再交付申込書」（様式④）をFIACに提出するものとする。

（禁止行為）

第５条　タクシー事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）空港敷地内のタクシープール等以外の場所で、乗客の待機または乗車を行うこと（福岡空港国際線予約タクシー乗車場を除く）。

（２）タクシープール等の施設、器物、他の車両等をき損し、または汚損すること

（３）タクシープール等で喫煙又は火気を使用すること

（４）タクシープール等に爆発性若しくは引火性物品等の危険物又は不潔な若しくは悪臭がする物品を持ち込むこと

（５）たばこの吸いがら、紙くず、空缶等その他不潔な物を捨てること

（６）他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両引渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること

（７）タクシープール等で宿泊すること

（８）その他タクシープール等の管理に支障を及ぼす行為をすること

（タクシープール等の通行）

第６条　タクシー事業者は、タクシープール等における車両通行について、道路交通法法令を遵守し、タクシープール内及び乗降場付近では徐行運転をしなければならない。

（事故等の処置）

第７条　空港敷地内において、タクシー事業者による事故や車両故障が発生したときは、当該タクシー事業者が責任を持って警察等の関係者に通報し、適切に処理を行う。

（賠償責任）

第８条　タクシー事業者が、故意又は過失によりFIAC又は第三者の資産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（規則等の遵守）

第９条　タクシー事業者は、FIACが定める福岡空港供用規程及び本規則を遵守するほか、別途FIACが指示した事項がある場合は、その指示に従うものとする。

（免責事項）

第１０条　FIACは、善良な管理者としての注意を怠った場合を除き、タクシープール等における事故、車両の滅失または損傷について損害賠償の責めを負わない。

（不正使用に対する料金徴収）

第１１条　FIACは、タクシープール等の不正な使用を発見したときは、当該使用者に対し、罰則金を徴収することができる。

（違反行為に対する措置）

第１２条　FIACは、タクシー事業者が本規則に違反したときは、当該者に対し利用停止等適宜の措置をとることができるものとする。なお、FIACの指示により利用を停止または終了する場合は、未利用期間の料金について払い戻しは行わない。

（その他の確認事項等）

第１３条　登録車両は、有料施設である福岡空港国際線予約タクシー乗車場を無料で利用できるものとする。ただし、福岡空港国際線予約タクシー乗車場は、連続して1時間を超えて利用してはならない。

２　福岡空港国際線タクシー降車場は、登録車両以外のタクシーも利用できるものとする。

以上

附則

１　本規則は、２０２５年４月１日より適用する。